

宮城県公報

宮 城 県
（総務部 県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○海洋生物資源の採捕の数量等報告規則の一部を改正する規則

（水産業基盤整備課）

一

○知事指定薬物の指定

（薬 務 課）

三

○入会林野整備関係書類の縦覧

（林業振興課）

三

○保安林の指定の解除の予定

（森林整備課）

三

○保安林の指定の予定

（ 同 ）

四

○保安林の指定施業要件の変更の予定

（ 同 ）

四

○海岸保全区域の変更

（河 川 課）

四

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

五

○定期監査結果に対する措置の公表

（ 監 査 委 員 ）

六

○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表

（ 監 査 委 員 ）

九

規 則

海洋生物資源の採捕の数量等報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

海洋生物資源の採捕の数量等報告規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の採捕の数量等報告規則（平成八年宮城県規則第七十九号）の一部を次のように改正

する。

第一条中「海洋生物資源の採捕」を「第一種特定海洋生物資源の採捕」に改める。
第五条第一項及び第三項中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第六条とする。
第四条第一項の表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、同表五の項中

定置漁業
小型定置漁業

を

定置漁業
小型定置漁業
小型機船底びき網漁業
固定式さし網漁業

に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項を

定置漁業
小型定置漁業

を

同表五の項とし、同表三の項中

定置漁業
小型定置漁業
小型機船底びき網漁業

に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項中

定置漁業
小型定置漁業
小型機船底びき網漁業

を

定置漁業
小型定置漁業
小型機船底びき網漁業
固定式さし網漁業

に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項中

さんま棒受網漁業
定置漁業

を

小型定置漁業

定置漁業
小型定置漁業
さんま棒受網漁業

に改め、同項を同表二の項とし、同表に一の項

として次のように加える。

一 くらまぐろ	定置漁業 小型定置漁業 小型機船底びき網漁業 固定式さし網漁業 かじき等流し網漁業 沿岸くらまぐろ漁業 その他くらまぐろを採捕する漁業
---------	---

第四条第二項中「年」を「漁獲可能量管理期間（漁獲可能量による管理の対象となる一年の期間をいう。）」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出しを「採捕の数量等の報告事項」に改め、同条中「ときは、」の下に「同項の農林水産省令で定める事項と併せて」を加え、「併せて」を削り、同条第二号中「又は船舶の許可番号」を「許可番号又は承認番号」に改め、同条を第四条とする。

第二条第二号中「雑魚小型定置漁業」の下に「雑魚移動小型定置漁業、移動小型定置漁業」を加え、同条中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

- 四 固定式さし網漁業（宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第七条第二号ホに規定する固定式さし網漁業をいう。以下同じ。）
- 五 かじき等流し網漁業（宮城県漁業調整規則第七条第二号チに規定するかじき等流し網漁業をいう。以下同じ。）

六 沿岸くらまぐろ漁業（太平洋広域漁業調整委員会（漁業法第一百条第一項の規定により置かれる太平洋広域漁業調整委員会をいう。）が承認した沿岸くらまぐろ漁業をいう。以下同じ。）

第二条に次の一号を加え、同条を第三条とする。

八 その他くらまぐろを採捕する漁業

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

別記様式（その二）及び別記様式（その三）を削り、別記様式（その一）中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改め、「（定置漁業、小型定置漁業用）」を削り、

漁業の免許番号	船舶の登録番号	MG-	船名	丸
---------	---------	-----	----	---

採捕の種類	漁業の免許番号、許可番号又は承認番号	船舶の登録番号	MG-	船名	丸
-------	--------------------	---------	-----	----	---

さんま	
-----	--

くらまぐろ	30kg未満	
	30kg以上	
さんま		

するめいか	
-------	--

するめいか	
ずわいかげ	

改め、同様式を別記様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の海洋生物資源の採捕の数量等報告規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のない

ものについては、当分の間、改正後の海洋生物資源の採捕の数量等報告規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第六百三十三号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

- 1 化学名 ニーメトキシシーニフェニルニール「（ニーフエニルエチル）ピペリジン」
「（ニーフエニルエチル）ピペリジン」
イル」アセタミド及びその塩類（通称名：Methoxyacetylefantanyl）
- 2 化学名 ニー（ニ）（四）（五）ジメトキシフェニル「エチル」アミノ（メチル）
フェニル及びその塩類（通称名：25I-NBOH又は2CI-NBOH）

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

平成三十年六月二十三日

○宮城県告示第六百三十四号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により次の入会林野整備計画を適当と決定したので、同条第四項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第七条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日を経過する日までに宮城県知事に異議の申出をすることができ。

平成三十年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 決定に係る入会林野整備計画

愛島笠島入会林野整備計画

二 申請人

名取市愛島笠島字南東宮下三十七番地
愛島笠島入会林野整備組合

組合長 松浦 道彦

三 縦覧に供する書類の名称

愛島笠島入会林野整備計画書

四 縦覧の期間

平成三十年六月二十二日から平成三十年七月二十三日まで

五 縦覧の場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県農林水産部林業振興課

名取市増田字柳田八十番地

名取市生活経済部農林水産課

○宮城県告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市横沼二八五の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市横沼二八五の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市登米町大字日根牛字北沢山二〇一から二〇三まで、二二六、二二七の一、二二七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台深谷字塚ノ入四の二、一二の一、一二の二、一二の四、一二の七、一二の九、一二の一二、一二の一三、一二の一五、一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一六の三、一六の五、二六の一、二六の三

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字塚ノ入一六の三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台深谷字塚ノ入一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一六の三、一六の五

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十八号
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和六十三年宮城県告示第七百五十四号で変更した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年6月22日

宮城県監査委員	齋藤正美
宮城県監査委員	すどう哲
宮城県監査委員	石森建二
宮城県監査委員	成田由加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成30年3月29日
- 2 通知のあった日
平成30年5月25日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 公文書館

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

・件数	1件
・正支給額	121,179円
・誤支給額	12,179円
・追給額	109,000円

ロ 措置の内容

今回の支給額の誤りについては、財務システムに金額を入力する際に、誤った金額を入力したこと、また、複数の職員による多重チェックが十分でなかったことにより生じたことから、財務システムの入力後に支出命令決議書と支給調書を2人以上で読み合わせを行い再チェックするとともに、支出命令決議書の回議時に複数の職員による多重チェックを確実に行うこととした。

(2) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努めらるたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額	
現年度分	860,900,853円
過年度分	1,023,590,663円
合 計	1,884,491,516円
・平成27年度収入未済額	
現年度分	941,910,857円
過年度分	1,175,622,329円
合 計	2,117,533,186円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画（平成28年3月策定）、平成29年度県税事務運営及び平成29年度県税事務実施計画に基づき、滞納額の縮減に努めた。

当所では、平成29年度の収入未済額縮減目標を個人県民税について4%、その他の税目について6%に設定し、目標達成に向けた縮減対策を実施した。

個人県民税については、仙台市との間で住民税徴収対策会議を開催し情報交換と連携強化を図ったほか、県税還付金情報の提供、車両保有状況調査支援を実施して収入未済額の縮減に繋げた。

その他の税目に関しては、早期の折衝・財産調査に努め、納税能力があるにもかかわらず滞納となっている者に対し、換価・取り立てが容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押を行った。

その結果、預貯金207件、給与等23件など428件の差押を実施した。それでも解決しない案件については、差押自動車のタイヤロック、捜索・動産差押、公売等を実施し、税収確保と収入未済額の縮減に努めた。

(3) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努めらるたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額	
--------------	--

報 告 書 公 報

<p>現年度分 125,107,412円 過年度分 145,485,744円 合 計 270,593,156円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 149,641,506円 過年度分 163,979,491円 合 計 313,620,997円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」。「平成29年度県税事務運営」及び「平成29年度事務実施計画」に基づき次のとおり収入未済額の縮減と税収確保に努めた。</p> <p>個人県民税については、管内市町村と協働で滞納整理等を行う実働組織「チームT.O.T.O」による対象案件として45件（今回から初の試みである市町村共通の納税者14件含む）の滞納整理を実施し、一層の滞納額縮減に努めた。また、「チームT.O.T.O」対象事業以外にも共同催告など市町村支援のための各種事業に積極的に取り組んだ。</p> <p>個人県民税以外の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」に掲げる差押などの滞納処分を中心とした取組を徹底するため、早期の財産調査に努め、預貯金、給与、自動車などの差押を積極的に実施した。また、長期滞納事案や換価の見込めない長期差押財産の見直しを行い、徴収緩和制度も適切に適用し、収入未済額の縮減に努めた。</p>	<p>ロ 措置の内容</p> <p>「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成29年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。</p> <p>個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、共同催告・共同徴収、県税還付金の差押支援など市町を積極的に支援する事業を実施した。</p> <p>個人県民税以外については、早期の折衝・催告を行うとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、差押え等の滞納処分を実施した。更に資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。</p> <p>(5) 北部保健福祉事務所栗原地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>許可事務において、申請書の放置等による許可書の交付遅延及び公印の無断押印がなされたもの。</p> <p>・件数 8件 ・交付遅延 6件 ・公印の無断押印 2件</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>申請書の放置等による許可書の交付遅延に対する措置については、文書配付票を作成し、担当者が処理状況を記入し、班長が随時確認するなど、業務の進行管理を徹底することとした。公印の無断押印に対する措置については、公印の施錠及び使用時の確認を、次長（総括担当）が行うこととした。</p> <p>(6) 気仙沼保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>賃金、報償費、旅費及び需用費において、支給額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>○賃金について、支給額の誤りがあったもの。</p> <p>・件数 2件 ・正支給額 211,435円</p>
<p>(4) 気仙沼県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 34,712,226円 過年度分 99,762,556円 合 計 134,474,782円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 43,238,492円 過年度分 105,892,864円 合 計 149,131,356円</p>	

・誤支給額 226,887円

・過支給額 15,452円

・返納決議額 15,572円

○報償費及び旅費について、60日以上支払遅延があったもの。

・件数 3件

・金額 11,140円

○旅費について、3か月以上の支払遅延があったもの。

・件数 19件

・金額 1,337,056円

○需用費（ガス料金）について、支払遅延による運収加算金が発生したものの。

・件数 2件

・運収加算金 3,386円

ロ 措置の内容

賃金の支給額誤りについては、出勤日の確認錯誤によるもので、出勤簿及び年休簿、支給調書の出勤確認欄により、担当者と班長、出納員の複数の目で確認し、再発防止に努めている。

報償費及び旅費の支払遅延については、事業終了後に速やかに支払うべきところを、事業終了時の会計担当者への報告で不足書類があり作成を依頼したまま会計担当者が決念したものであることから、所内職員に対する支払期限の周知徹底を図り、会計担当者が各班から年間事業計画表を受け取り流れを把握するなど事業担当者と会計担当者が連携を密にし再発防止に努めている。

旅費の支払遅延については、赴任旅費の支払遅延であり、出納閉鎖時の繁忙等で支出を失念したことにより発生したものであり、失念防止のため、会計事務例月処理カレンダーを作成し担当者と決裁者による確認を各々確実に行うよう努めている。

需用費（ガス料金）の支払遅延については、人事異動時の引継が不十分だったことから検針票が請求書を兼ねることが解らず、郵送されない請求書を持ち支払遅延となったものであることから各種の支払手続について引継時に十分な確認を徹底することで再発防止を図っている。また、会計事務例月処理カレンダーを作成し担当者及決裁者が各々確実な履行を確認するほか、例月支出項目の月間スケジュール掲示により班員が相互に確認し声かけ等できる体制を整え、再発防止に努めている。

(7) 古川高等学校

イ 監査委員の報告の内容

旅費において、職員に対する指導監督が適切に行われておらず、3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じらるたい。

(内容)

・件数 271件

・金額 838,263円

ロ 措置の内容

事務室長は旅費確認リストを作成して進捗管理をし、旅行命令入力業務が遅れている場合には声がけし、早めに事務室内で相談し、協力できる体制を整えた。

また、旅費担当職員と各種手引や通知文、関係法規等の読み込みを重ねる等OJTの充実を図り、担当職員が同僚職員と疑問点等を共有し解説等を受けることにより、様々な知識を身に付け、旅行命令入力処理時間が短縮できるようにした。

さらに、職員会議等を利用して教員に対し書類の必要性等を説明し、書類提出がスムーズに行われるようにした。

平成29年度からは、事務室として業務全体の流れを踏まえたスケジュールを立て、円滑に旅費事務の処理を行えるようにし、支払遅延を防止できるようになった。

(8) 泉館山高等学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬、賃金、報償費及び旅費において、支払遅延及び支給額の誤りが認められたので、今後再発しないよう対策を講じらるたい。

(内容)

○報酬について、支払遅延があったもの。

・件数 4件

・金額 333,600円

○賃金について、支給額の誤りがあったもの。

・件数 1件

・正支給額 110,003円

・誤支給額 113,803円

・過支給額 3,800円

○報償費及び旅費について、支給額の誤りがあったもの。

・件数 2件

・正支給額 69,324円

・ 誤支給額 61,216円
 ・ 追給額 8,108円

措置の内容

報酬の支払い遅延防止のため、「定例業務チェックシート」を活用することとした。
 賃金の支給額誤り防止のため、決議書と調書等根拠書類を確認しやすくするために、職員毎に色指定したワーカーを使用し行うこととした。

非常勤職員等の報償費及び旅費の支給額誤り防止のため、担当教員による出勤確認及び出勤簿管理の徹底を図った。

以上の措置により支払遅延及び支給額の誤りについて改善することができた。

○宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年6月22日

宮城県監査委員	齋藤正美
宮城県監査委員	すどう哲
宮城県監査委員	石森建二
宮城県監査委員	成田由加里

記

1 監査委員の報告日

平成30年3月29日

2 通知のあった日

平成30年5月31日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 地方独立行政法人宮城県立こども病院

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 期末において、欠損金が認められたので、運営改善を図る必要がある。

(ロ) 当期純利益が3期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 医療資源を有効活用した病床の効率的な利用推進等、収益向上に取り組み、法人が策定した中期計画（平成32年度までに経常収支比率100%以上とする）の目標達成に向けて、引き

続き経営改善に努めるよう指導した。

(ロ) 医療資源を有効活用した病床の効率的な利用推進等、収益向上に取り組み、法人が策定した中期計画（平成32年度までに経常収支比率100%以上とする）の目標達成に向けて、引き続き経営改善に努めるよう指導した。

(2) 団体名 公益財団法人宮城県腎臓協会

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 財務諸表において、計数、勘定科目が著しく不適正なものが認められたので、改善を図る必要がある。

(ロ) 財務諸表において、記載漏れ等の不備が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。

(イ) 会計帳簿等において、極めて不適切・不明瞭な整備状況が認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 腎臓協会では公益法人会計の適正な執行のため、平成29年度から人的資源の確保、各種媒体を活用した知識の向上、専門機関からの助言・指導、複数者によるチェック体制など抜本的な見直しに取り組んでいる。

また、平成29年度決算の財務諸表を確認したところ、上記指摘事項のような事例は見受けられなかったこともあり、県としては、その遂行状況について適時確認を行いつつ、腎臓協会からの相談等に対しては、適切に指導助言していく。

(ロ) 腎臓協会では公益法人会計の適正な執行のため、平成29年度から人的資源の確保、各種媒体を活用した知識の向上、専門機関からの助言・指導、複数者によるチェック体制など抜本的な見直しに取り組んでいる。

また、平成29年度決算の財務諸表を確認したところ、上記指摘事項のような事例は見受けられなかったこともあり、県としては、その遂行状況について適時確認を行いつつ、腎臓協会からの相談等に対しては、適切に指導助言していく。

(イ) 腎臓協会では公益法人会計の適正な執行のため、平成29年度から人的資源の確保、各種媒体を活用した知識の向上、専門機関からの助言・指導、複数者によるチェック体制など抜本的な見直しに取り組んでいる。

また、平成29年度決算の財務諸表を確認したところ、上記指摘事項のような事例は見受けられなかったこともあり、県としては、その遂行状況について適時確認を行いつつ、腎臓協会からの相談等に対しては、適切に指導助言していく。

(3) 団体名 株式会社テクノプラザみやぎ

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

同社及び主要株主で構成する今後のあり方検討会に参画し、今後の経営の方向性等について検討を進めた。

これを踏まえ、平成30年3月の取締役会において、処分可能な財産を保有している間に解散の判断を行う方向性などが決議され、概ね2年以内を別途として、既存テナントの退去合意及び退去状況等により解散決議の具体的時期を判断することとなったため、今後は、この方向性に沿った指導・助言を行う。

(4) 団体名 公益財団法人翠生農学振興会

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 定款で定める事務局長が不在であり、会計処理規程で定める会計処理が規定内容に従っていないことから、改善を図る必要がある。

(ロ) 助成金の交付決定において、明確な決裁が行われていないことが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 当初財団で想定していた事務局長候補者と調整がうまくいかず不在となっていたが、公益財団法人の運営上、事務局長の配置は極めて重要であり、県としては早急に選定するよう、指導してきたところである。

本年6月の総会において、新たな事務局長が選定される予定となっている。

さらに、会計処理については、これまでも会計処理規程に基づき、改善するよう求めてきたが、事務局長選定後も引き続き助言指導を行う。

(ロ) 当該財団については、公益財団法人であることから、意思決定等において明確な決裁や記録が必要であるが、助成金の交付決定において、審議をメールや電話だけで行っていた案件があった。

このことから県としては、メールや電話だけではの処理にならないよう、会議の招集を行うことや、経過が分かるような議事録等の書類を作成するとともに、担当だけの決裁ではなく、しかるべき決裁処理をするよう指導を行った。

さらに、作成後の書類についても、適正に文書の管理保存を行うよう指導を行った。

(5) 団体名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

イ 監査委員の報告の内容

一般正味財産増減額が3期連続でマイナスとなっていたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

基金は、平成28年度から監査で運営改善に関する指摘を受けており、支出超過解消のため、林業事業体への社会保険等の掛金助成の見直しとして段階的に助成額を縮減する「財政健全化にむけた事業調整計画」を平成27年度及び28年度の予算理事会で承認され、実行しているところである。

当該計画のとおり実行されれば平成30年度には支出超過が解消される予定である。県としては、昨年度から運営改善を図るため、事業規模の見直し等について早期に実施するように指導しており、上記計画により支出超過の解消を図ることとなった。

今後においても引き続き、基金の運営改善が適正に実行されるよう指導する。また、上記対策以外にも基金が実施する事業における支出内容を精査し、必要に応じて見直しを求めるなど効果的かつ効果的な事業の実施について、引き続き指導していく。

(6) 団体名 塩釜港開発株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

管理経費の削減やイベント開催による集客増加による収益の状況について確認するとともに、経営改善に向けて指導を行ってきたものであるが、今回の監査による指摘事項を踏まえ、重ねて経営改善についての指導を行った。

団体としても、今後「経営改善計画」を策定して更なる経営改善を図り、特に空テナント対策等営業活動に力を入れていくこととしており、今後も継続して経営改善を図るよう指導していく。

(7) 団体名 宮城県住宅供給公社

イ 監査委員の報告の内容

立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

住宅供給公社の立替金の対象者は、回収が困難な案件もことから、対象者の情報の確かな把握や債権放棄等の選択などを含め、状況に応じた債権管理が適切に実行されるよう、指導を継続していく。